

令和 7 年 5 月 9 日

学校法人 淳心学園

理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 淳心学園

常勤監事 佐藤 進一 

監事 名越 隆雄 

監査報告書

当学校法人の目的には、「この法人は、伝統と文化を尊び、教育基本法及び学校教育法に基づき知性と専門性を養う学校教育を行い、地域社会の発展に寄与する人間を育成することを目的とする」とあります。

私たちは、上記の目的に基づき運営されている当学校法人について、私立学校法第 37 条第 3 項、第 4 項及び学校法人淳心学園寄附行為第 18 条、第 2 項、第 3 項の規定に基づき、学校法人淳心学園の令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の業務並びに財産の状況について監査しました。

監査に当たり、私たちは、理事会及び評議員会に出席し、担当理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を監査点検するとともに、会計監査人と連携し、計算書類についてその正確性を検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、私たちは、学校法人淳心学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく表示しており、業務及び財産に関する不正の行為、または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はない、と認めます。

以上